

## 相互扶助について

あなたの親族を呼び寄せるためには、あなたと「呼寄せ親族」の「相互扶助」によって、それぞれが日本で生活していくことができるものと認められることが必要です。次の1から4を満たしている場合、「相互扶助」が認められます。

- 1 あなたと「呼寄せ親族」は、同じ家に住み、家計を一緒にして生活できること。
- 2 あなたと「呼寄せ親族」は、国や自治体などの直接援助（生活保護など）がなくても、当分の間、十分生活できること。
- 3 あなたについて
  - (1) 20歳以上であること
  - (2) 6か月以上、今の会社で働いていて、あなたとあなたと同じ世帯の家族及び「呼寄せ親族」が生活するための十分な給料をもらっていること。  
あなたの家族の給料も合わせて生活する場合は、あなたの家族も、同じように6か月以上、今の会社で働いていて、きちんと給料をもらっていること。
  - (3) 国や自治体などの直接援助（生活保護など）をもらっていないこと。
  - (4) これまでに、呼び寄せた家族との相互扶助を怠ったことや、事実ではない身分関係をもとにして親族を呼び寄せたことなどが無いこと。
- 4 「呼寄せ親族」が日本で働く予定で、その給料も合わせてあなたやあなたと同じ世帯の家族と生活する予定である場合は、「呼寄せ親族」の働く会社や給料などが決まっているなど、当分の間、十分生活できること。

※ 「相互扶助」については、平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」2の(2)イに定められています。